

○北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱

令和4年11月1日

告示第139号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人手や知見を求める町内事業者(以下「町内事業者」という。)と複業を求める都市部人材(以下「複業人材」という。)とのマッチングを通じて、初めて複業人材から技能等の提供を受けて経営課題解決や事業進展を図ろうとする町内事業者に対して支援することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において定める複業人材とは、町内事業者の経営課題等の解決に対応できる専門的又は高度な技能を有し、主たる労働以外の時間を活用して、町内事業者に従事する者(委託業務を含む)をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 町内に事業所(現に事業を営む事業所、事務所、営業所、店舗等)を有していること
- (2) 国、地方公共団体、商工会及び町内金融機関等又は北栄町が連携している団体が実施する複業マッチング事業に参加する者
- (3) 町税等を滞納していない者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等
- (4) 過去に当該補助金を受給した者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は下表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
複業人材への報酬又は業務委託料	1/2
複業人材への交通費	

(補助金の算定)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は、複業人材への報酬にあつては最大3か月分の合計額で45,000円、複業人材への交通費にあつては最大1往復分30,000円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付申請書(様式第1号)を次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、規則第6条の規定により、補助金の交付の適否を決定し、規則第8条の規定により補助対象者に交付の決定を通知しようとするときは、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の変更申請等)

第8条 補助対象者は、規則第11条の規定により、交付の決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、補助対象事業の内容の変更にあたっては北栄町はじめての複業活用支援補助金変更承認申請書(様式第5号)、補助対象事業の中止又は廃止にあたっては北栄町はじめての複業活用支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な補助対象事業の変更については、この限りでない。

2 前項に規定する必要な書類は第6条各号に定めるものを準用する。この場合において、第1号中「事業計画書」は「事業内容変更計画書」、第2号中「収支予算書」は「変更収支予算書」に読み替えるものとする。

(補助金の変更交付決定等)

第9条 町長は、規則第11条及び前条の規定による申請があった場合、当該申請内容を審査し、承認したときは、変更にあたっては北栄町はじめての複業活用支援補助金変更承認(不承認)通知書(様式第7号)により、中止又は廃止にあたっては北栄町はじめての複業活用支援補助金中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当であると認められたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第20条による実績報告は、北栄町はじめての複業活用支援補助金実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、補助事業の完了から30日を経過する日、又は当該事業の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金額の確定等)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等により検査し、適性と認めるときは、北栄町はじめての複業活用支援補助金額の確定通知書(様式第13号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の通知を受けた補助対象者は、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付請求書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者の申出により、町長が必要と認めた場合は、概算払することができるものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助対象者は、補助対象事業に係る帳簿その他証拠書類を整理するとともに、当該事業の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他事業実施上の留意事項)

第15条 この要綱に定める事項のほか、この事業の実施に必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和5年1月16日告示第15号)

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所

(団体名)

氏 名

印

電話番号

北栄町はじめての複業活用支援補助金交付申請書

標記補助金について交付を受けたいので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

なお、本補助金の申請にあたり、北栄町職員が町税等の納付状況について所管部署に照会・確認することに同意します。

記

1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

1 実施主体の概要 〔主たる取組の内容、経営状況〕	
2 事業内容・目的	
3 実施スケジュール	
4 見込まれる成果・効果	
5 事業完了予定年月日	年 月 日

様式第3号(第6条関係)

### 収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
合 計		

※備考欄には、積算根拠を記載してください。

様式第4号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

北栄町はじめての複業活用支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり交付することに（下記の理由により不交付と）決定したので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 交付決定額等
  - (1) 算定基準額 円
  - (2) 交付決定額 円
- 3 交付決定の条件
  - (1) この補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 補助事業者は、規則の定めに従い、適正に執行、管理しなければならない。
  - (3) 補助金の交付条件等に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
  - (4) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
  - (5) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を、町長に提出しなければならない。  
また、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も同様とする。
- (4) 不交付決定理由

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所

(団体名)

氏 名

印

北栄町はじめての複業活用支援補助金変更承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定のあったこのことについて、下記のとおり変更したいので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 交付申請額  
(1) 変更前 円  
(2) 変更後 円
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類  
(1) 事業内容変更計画書(様式第2号)  
(2) 変更収支予算書(様式第3号)  
(3) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所

(団体名)

氏 名

印

北栄町はじめての複業活用支援補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定のあったこのことについて、下記のとおり中止(廃止)したいので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)



様式第7号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

北栄町はじめての複業活用支援補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり承認(下記の理由により不承認と)したので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 変更後交付決定額 円
- (3 変更不承認の理由)

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

北栄町はじめての複業活用支援補助金中止(廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、中止(廃止)について承認したので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第9号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

北栄町はじめての複業活用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定したこのことについて、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 取消金額 円
- 3 取消事由

様式第10号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所

(団体名)

氏 名

印

北栄町はじめての複業活用支援補助金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあったこのことについて、補助事業が完了したので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 交付決定額 円
- 4 実績額 円
- 5 添付書類
  - (1) 事業報告書(様式第11号)
  - (2) 収支決算書(様式第12号)
  - (3) 支出を証明する書類の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第11号(第11条関係)

事業報告書

1 事業内容	
2 事業の成果	
3 今後の事業展開	
4 事業完了年月日	年 月 日

様式第12号(第11条関係)

### 収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	比較増減	備 考
町補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	比較増減	備 考
合 計				

※備考欄には、積算根拠を記載してください。

※領収書等の写しを添付してください。

様式第13号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

北栄町はじめての複業活用支援補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについて、交付額を下記のとおり確定したので、北栄町はじめて複業活用支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

なお、精算払いを行いますので、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付請求書(様式第14号)を提出してください。

記

1 補助事業名 北栄町はじめての複業活用支援事業

2 補助金額

ア) 交付決定額	円
イ) 交付確定額	円
ウ) 概算払済額	円
エ) 精算払額 (イ) - (ウ)	円

様式第14号(第13条関係)

様式第14号(第13条関係)

年 月 日

北栄町長 様

住 所

(団体名)

氏 名

印

北栄町はじめての複業活用支援補助金交付請求書

年 月 日付第 号で通知のあったこのことについて、北栄町はじめての複業活用支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記の書類を添えて請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名		支店	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義(カナ)			
口座名義(漢字)			

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 額の確定通知書の写し